

## 未利用国有地の事業用定期借地の活用について

未利用国有地について、事業用定期借地による貸付を行っています。

「事業用定期借地の要望を受け付ける物件」については、一覧表を掲載しております。

利用要望のある場合は、物件の情報・手続き等についてご案内しますので、一覧表に記載している各物件の所在する都道府県の財務事務所等へ必ず直接照会してください。

「事業用定期借地」に当たっての利用用途の制限等は次のとおりです。

### 1. 利用用途の制限

住宅用途については、事業用定期借地であるため、ご利用頂けません。

風俗営業、暴力団の事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、利用できません。

これらの他に、個々の物件により、利用用途が制限される場合もありますので、利用要望のある方は、必ず財務事務所等へ照会してください。

### 2. 利用できる期間

物件ごとに異なりますが、10年以上30年以内で利用要望を受け付けます。

### 3. 返還時の原状回復

返還するときは、原状回復することが条件となります。

### 4. 利用者の決定

未利用国有地の管理処分手続きを明確化し、速やかに、かつ、より透明で公平な手続によるとする観点から、利用要望を募ったうえで貸付期間を設定し、年額貸付料の一般競争入札により利用者を決定します。

複数の者から要望があった場合の期間の設定は、原則として最も要望の多い期間を優先しますが、要望期間が複数同数であった場合は原則として貸付期間の長い方を優先します。

### 5. その他

また、「事業用定期借地の要望を受け付ける物件」に掲載する物件の他、すぐに購入できる物件情報や一時貸付の要望を募集している財産について、事業用定期借地の要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等へ照会してください。